

一般社団法人 大分県バス協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人大分県バス協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、旅客自動車運送事業の公益性にかんがみ、地域交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、且つ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 旅客自動車運送事業の調査、研究、統計及び知識の普及に関する事業
- (2) バス輸送改善の推進及び旅客の利便の増進を図るための事業
- (3) 輸送の安全に関する事業
- (4) バス事業の経営基盤の安定を確保するための事業を行う旅客自動車運送事業の全国団体に対する出捐
- (5) バス事業に関する広報業務
- (6) この法人としての意見の公表
- (7) 公的補助金等を活用したバス事業の振興を図るための事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大分県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体で以下の事業を経営する者

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業
- ② 一般貸切旅客自動車運送事業
- ③ 特定旅客自動車運送事業

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 正会員が第5条第1項に定める正会員の資格を喪失したとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 会費の額及び徴収方法

- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、その通知をしなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 会員は、この法人の正会員に対し、議決権の行使を委任することができる。この場合において委任を受けた者は、委任状をこの総会の開始時間までに法人に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。
- 3 第1項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内
(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、総会において、必要と認めたときは、理事のうち2名以内及び監事のうち

- 1名以内を正会員以外の者から選任することができる。
- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用について支払いをすることができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として、顧問2人以内を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事又は監事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき

(招 集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事又は監事が招集する場合を除く。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第35条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 各委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会の種別、構成その他については理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 地方公共団体からの交付金
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けな

ければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しない時は会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入、支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた書類及び監査報告を、この法人の主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 残余財産

(残余財産の帰属等)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の特別決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行なわないものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。但し、重要な職員については、理事会の承認を得るものとする。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決により会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は幸重綱二、専務理事は脇紀昭とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。